

北広島市建設工事等最低制限価格制度実施要綱（令和元年5月24日改正後）

（目的）

第1条 この要綱は、北広島市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約（修繕工事を除く。以下同じ。）及び建設工事に係る設計、調査、監理、測量等の業務委託契約（以下「建設工事等」という。）を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（同令167条の13により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とし不在の場合の取扱い等を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第2条 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける対象工事等は、予定価格が130万円を超え1億5,000万円未満の建設工事の請負契約（以下「建設工事」という。）及び予定価格が50万円を超え1,000万円未満の建設工事に係る設計、調査、監理、測量等の業務委託契約（以下「業務委託」という。）とする。

（建設工事の最低制限価格の設定）

第3条 建設工事の最低制限価格は、対象工事等の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を建設工事等の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で適宜の額とすることができる。

（業務委託の最低制限価格の設定）

第4条 業務委託の最低制限価格は、別表に定める業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった1の欄から4の欄までに掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。ただし、測量及び地質調査以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とするものとし、測量に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗

じて得た額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とし、地質調査に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額と、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額(測量にあっては10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額、地質調査にあっては3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額)までの範囲内で適宜の額とすることができる。

(最低制限価格の記載)

第5条 対象工事等に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 この要綱を適用するときは、北広島市契約規則(平成15年規則第12条)第5条及び第23条に規定する入札の公告(以下「公告」という。)により周知するものとする。

(入札の執行)

第7条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者としめないこととする。この場合において、入札執行者は入札者に対して、政令第167条の10第2項の規定により当該入札をした者を落札者としめない旨を告げるものとする。

- 2 前項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 3 第1項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合において、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月31日から施行し、改正後の北広島市建設工事等最低制限価格制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等最低制限価

格制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等最低制限価格制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等最低制限価格制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等最低制限価格制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、改正後の北広島市建設工事等最低制限価格制度実施要綱の規定は、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。

別表(第4条関係)

| 区 分 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|------------------|---------|----------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 | — |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 | 諸経費の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 |